

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯には介護保険料の減免制度があります。（65歳以上の方）

減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により

- ① 主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した世帯 ⇒ **保険料を全額免除**
- ③ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険料の一部を減額**

減免の対象の保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期が設定されている介護保険料

具体的な要件

- (1) 事業収入や給与収入など、いずれかの収入が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 収入減少見込みの所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること。

該当する場合

保険料の減免額

減免対象保険額 (A × B / C) に減免割合 (D) をかけた金額です。

A 第一号被保険者の保険料額	×	B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額	/	C 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額
×				

D 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	210万円以下	10分の10 (全部)
	210万円超	10分の8

※ご自身が減免対象となるか、申請に必要な書類等の手続きについてなど、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課介護保険係 Tel01587-2-1212